

秋田県公報

目 次

規則	ページ
○建築士法施行細則の一部を改正する規則(六八・建築住宅課)……………	1
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則(六九・建築住宅課)……………	2

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十八号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「本籍地の都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名)」、「を削り、同条第四号中「又は業務停止」を、「業務停止又は免許の取消し」に改め、同条に次の二号を加える。

五 法第二十二條の二に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

六 法第二十四條第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

第四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「前項の届出書には、」を削り、「木造建築士が」を「木造建築士について」に、「の変更」に該当する事項を届け出るときは、「又は本籍若しくは国籍の変更があつたときは、前二項の届出書に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」を「第二項に規定するもののほか、第二項」に、「前条第二号の

国籍名」を「その国籍」に改め、同項を同条第四項とする。
第五条を次のように改める。

(名簿の訂正等)

第五条 知事は、法第五条の二第一項の規定による二級建築士若しくは木造建築士の住所等の届出又は同条第二項若しくは第三項の規定による二級建築士若しくは木造建築士の住所等の変更の届出で、第二条の規定により名簿に登録を受けた二級建築士又は木造建築士による第三条第二号に掲げる事項の変更に関する事項のものがあつたときは、名簿を訂正するものとする。

2 知事は、法第五条の二第一項の規定による二級建築士若しくは木造建築士の住所等の届出、同条第二項若しくは第三項の規定による二級建築士若しくは木造建築士の住所等の変更の届出又は前条第四項の規定による国籍の変更の届出で、第二条の規定により名簿に登録を受けた二級建築士又は木造建築士による免許証に記載された事項の変更に関する事項のものがあつたときは、免許証を書き換えて、当該免許証を届出者に交付するものとする。

第十二条第二項中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六第一項」に改める。

第十五条第一項中「(正規の建築に関する課程を修めて卒業した者に限る。）」を削り、同項第一号中「学校を」を「学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて」に改め、同項第二号中「実務経歴書」を「建築実務経歴書及び当該書面に記載された建築実務の経験を証する書類」に改め、同項第三号中「脱帽し正面から上半身を写した縦六センチメートル、横五センチメートル」を「無帽で上半身を正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改める。

第十七条第一項中「第十五条の十七第二項」を「第十五条の六第二項」に改め、同項第二号中「二級建築士等試験事務」を「法第十五条の六第一項に規定する二級建築士等試験事務(以下「二級建築士等試験事務」という。）」に改め、同条第二項第十号中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第六項」を「第十五条の三第一項」に改め、同項第十一号中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の三第二項第四号イ又はロの規定に関する役員の誓約書」を「第十条の五第二項第四号に該当しないことを誓約する書面」に改める。

第十八条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の四第二項」を「第十条の六第二項」に改める。

第十九条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に改める。

第三項」に、「第十五条の五第一項」を「第十条の七第一項」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の三第二項第四号イ又はロの規定に関する誓約書」を「第十条の五第二項第四号に該当しないことを誓約する書面」に改める。

第二十条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第三項」を「第十五条の三第三項」に改める。

第二十一条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項前段」を「第十条の九第一項前段」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項後段」を「第十条の九第一項後段」に改める。

第二十二条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項前段」を「第十条の十第一項前段」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項後段」を「第十条の十第一項後段」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

3 第一項の報告書及び前項の書類(以下「報告書等」という。)が電磁的記録をもつて作成されている場合は、次に掲げる方法で提出することができる。

一 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、指定試験機関の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて報告書等の情報が送信され知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するもの

二 報告書等の情報を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)を提出する方法

第二十四条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十三第一項」を「第十条の十五第一項」に改める。

様式第一号中「本縣等の都道府県(国體)」を「本縣(國體)」に改める。

様式第二号及び様式第二号の二中「本縣等の都道府県(國體)」を削る。

様式第五号及び様式第八号中「本縣等の都道府県(國體)」を「本縣(國體)」に改める。

様式第九号中「実務経歴書」を「建築実務経歴書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十九号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十四号)の

一部を次のように改正する。

第二条中「第五条の四第二項」を「第五条の四第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(86)八七六六 FAX(86)〇〇五
E-mail:matsubaransatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄